

**なでしこデイサービスセンター**  
**児童発達支援・放課後等デイサービス重要事項説明書**

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

**1. 事業者の概要**

名称	社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会
所在地	兵庫県南あわじ市広田広田1064番地
電話番号	0799-44-3007
代表者氏名	会長 阿部 昌弘
設立年月	平成17年1月11日

**2. 事業の目的と運営方針**

事業所の種類	児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業（多機能型施設）
事業の目的	利用者が可能な限りその地域における生活が継続できるよう、日常生活における基本動作の習得や、集団生活への適応、更には生活能力向上のために必要な訓練を行います。また、利用者や家族が社会参加と交流を図れるよう適切な支援を行います。
事業所の名称	なでしこデイサービスセンター
事業所の所在地	兵庫県南あわじ市広田広田361番地5
電話/FAX	0799-45-1806 / 0799-45-1420
管理者名	北川 知子
事業所の運営方針について	<p>1 利用者が日常生活における基本動作を習得し、集団生活へ適応でき、更には生活能力向上のために必要な訓練を行い社会参加と交流が図れるよう、適切な支援を行います。</p> <p>2 事業所の従業者はサービス提供にあたり、懇切丁寧を旨とし、利用者または保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。</p> <p>3 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の相談支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p>
開設年月	平成29年3月31日
事業実施地域	南あわじ市、洲本市、淡路市

### 3. 営業時間と利用定員

営業日・時間	<u>児童発達支援（就学前）</u> 月曜日～金曜日 9：00～15：00 土曜日 9：00～17：00 （但し、祝祭日および12月29日から1月3日は除きます。 また、土曜日は休業することもあります。）
	<u>放課後等デイサービス（就学後）</u> 月曜日～金曜日 15：00～17：30 祝祭日 9：00～17：00 学校休業期間中の月～金 15：00～17：00 （但し、祝祭日および12月29日から1月3日は除きます。 また、祝祭日は休業することもあります。）
利用定員	児童発達支援および放課後等デイサービスを合わせて10名

### 4. 職員の体制

職 種	配置人数（保有資格）
管理者	1名（常勤兼務：社会福祉士等）
児童発達支援管理責任者	1名（常勤専従：社会福祉士等）
児童指導員	3名（常勤専従：公認心理師・臨床心理士等）

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

#### （1）「通所支援計画」とサービス内容（契約書第3条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「通所支援計画」を定めて、サービスを提供します。「通所支援計画」は、市町村が決定した「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「通所支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

#### 〈サービスの内容〉

(1) 児童発達支援 ① 日常生活における基本的動作の訓練 ② 知識技能の習得 ③ 集団生活への適応訓練 ④ 送迎サービス (2) 放課後等デイサービス ① 生活能力の向上のために必要な訓練 ② 社会との交流を図るための指導および訓練 ③ 送迎サービス (3) その他必要な支援 利用者及びその家族の日常生活における支援や介護等に関する相談及びその助言を行います。
--

## (2) 利用者負担額（契約書第4条参照）

上記サービスの利用に対しては、通所給付費が支給されます。給付費は、本事業所が代理受領いたしますので、利用者からは受給者証の記載内容に基づき扶養義務者の負担能力に応じ市町村が決定する額（利用者負担額）をお支払いいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

その他の給付費対象のサービス（ホームヘルプ、ショートステイ等）利用者負担額は、市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業所が代理受領を行った通所給付費額は、利用者へに通知します。

## (3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第4条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、通所給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 利用者が参加を希望した行事についての必要経費の実費
- ② 利用者の希望で指定された消耗品等
- ③ 利用者の希望で受けた発達検査の用紙代実費
- ④ その他、個人負担が適当と認められる物品等

## (4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第4条参照）

前記（2）及び（3）の利用者負担額及び実費負担額は、1ヶ月ごとに計算し翌月の15日までに請求しますので、原則、口座振替により26日までにお支払い下さい。

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

## (5) 利用の中止、変更、追加（契約書第5条参照）

- ① 利用予定日の前に、通所支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の2日前までに事業者へ申し出てください。
- ② 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ③ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。
- ④ サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者または保護者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## (6) 受給者証の確認

「受給者証」の記載内容に変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従業員にお知らせください。また、本事業所従業員より受給者証の確認を依頼させていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

## 6. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、通所支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供契約終了後より5年間保存します。

### (2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第6条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）

## 7. 損害賠償保険への加入（契約書第7条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

《保険会社名》 株式会社 兵庫福祉保険サービス  
ひょうご福祉サービス総合補償制度

※施設サービス利用時における設備の欠陥や職員の不注意により、利用者等にけがをさせたり、利用者等の所有物を破損させたなどの事故に対して事業者の賠償・管理責任の補償を行います。

## 8. 苦情の受付について（契約書第12条参照）

### (1) 当事業所における苦情受付及びサービス利用等の相談窓口

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス全般に関するご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情相談受付担当者	管理者兼児童発達支援管理責任者 北川 知子
苦情相談解決責任者	法人事務局長 山口 勇樹
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
受付窓口	法人窓口・電話番号0799-44-3007

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

南あわじ市 市民福祉部福祉課	所在地 南あわじ市市善光寺2番地1 電話番号 0799-43-5216
洲本市 健康福祉部福祉課	所在地 洲本市本町3丁目4番10号 電話番号 0799-22-3332
淡路市 健康福祉部地域福祉課	所在地 淡路市生穂新島8番地 電話番号 0799-64-2510

淡路県民局 洲本健康福祉事務所 監査・福祉課	所在地 洲本市塩屋2丁目4番5号 電話番号 0799-26-2054
兵庫県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター3階 電話番号 078-291-7070

私は、本書面に基づいて、社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会の運営するなでしこデイサービスセンターの従業者より、以上の重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

保護者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

当事業所は、サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 兵庫県南あわじ市広田広田361番地5

社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会

名 称 なでしこデイサービスセンター \_\_\_\_\_

代表者 会 長 阿 部 昌 弘 (印) \_\_\_\_\_

管理者兼児童発達支援管理責任者

説明者 北 川 知 子 (印) \_\_\_\_\_